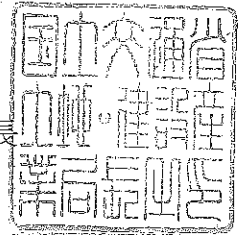




国土動第 113 号
国住マ第 44 号
平成 29 年 12 月 26 日

公益社団法人
全国宅地建物取引業協会連合会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局長



国土交通省住宅局長



住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（平成 29 年法律第 65 号）が、第 193 回国会で成立（平成 29 年 6 月 16 日公布）し、平成 30 年 6 月 15 日に施行される予定である。なお、住宅宿泊事業の届出等の準備行為については、平成 30 年 3 月 15 日から施行される予定である。

住宅宿泊事業法及び関係の政省令に関する規定の解釈及び留意事項等について、別紙のとおり策定したので、ご了解願う。